

第十三回 参議院農林委員會會議錄第四十号

昭和二十七年五月二十七日(火曜日)午後一時四十九分開会

委員の異動

五月二十三日委員松浦清一君辞任につき、その補欠として、小林亦治君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

理事

山崎 恒君
西山 龜七君
加賀 操君

委員

池田宇右衛門君
滝井治三郎君
北村 一男君
宮本 邦彦君
飯島連次郎君
片柳 眞吉君
島村 軍次君
三浦 辰雄君
三橋八次郎君
松永 義雄君
駒井 藤平君

政府委員

食糧庁長官 東畑 四郎君
事務局長 常任委員 安東城敏男君
会専門員

本日の会議に付した事件

○農産物検査法の一部を改正する法律案(衆議院送付)

○理事(山崎恒君) 只今から農林委員會を開きます。

本日は農産物検査法の一部を改正する法律案の審議を始めたとい存じます。質疑に入ることにいたします。

○三橋八次郎君 農産物検査法によつて検査品目を掲げるといふことは、農産物の優良確保のために大変よいことだと思ふのですが、先般の行政整理におきまして、地方の検査員が、特に経験のあるものが整理されたといふので、それに対しては、臨時に雇入れました人を以て検査に当てておる、こういうことを聞くのであります。果して地方の検査員が本当の検査員と、それから臨時に雇入れまして検査をやつておるものと割合がどういう割合になつておるものでございましょうか。

○政府委員(東畑四郎君) 先般の行政整理で検査職員も行政整理をやつたのであります。『あわ』『ひえ』『そ』ば、穀粉等の検査の任意検査を国が委託を受けてやります場合においては、今日のような段階でありますので常置職員を置かず、延三千名の非常勤職員といふものを置くといふことにいたしました。おるのであります。現在検査職員は約二万名程度であります。別に検査員としての定員といふものはございせん、全体としてのうちから検査員補助員を含めて約二万名おられます。それに対して非常勤三千名を雇ひました、延でございまして、そういうことでございします。

○三橋八次郎君 三千人と申しますれば、二万人に対して三千人ですから、

相当の数だと思ふのでございしますが、それで今までの通りの経験を持つた検査員と同じような検査が施行できるかどうかといふような確信をお持ちでございしますか、どうか。

○政府委員(東畑四郎君) 非常勤職員は従来の検査員と同じような、とても能率的な業務はできないと思ひます。検査官を機動的に活用いたします補助員としてこれを使わざるを得ない、こういうふうに実は考へておる次第であります。

○三橋八次郎君 そうなつて来ますと、検査品目は増加し、一方においては、今後この運営に当りましては、一つ御注意を願ひまして、一般農家に迷惑のかからないように運用をお願いしたいと思ふのでございします。それから先般成立いたしました主要農作物種子法につきまして、当委員会におきまして審査の際に、米麦の種子の審査は主要農作物種子法によつて行ふのであります。又でさうした米麦の現品につきましては本農産物検査法によつて行ふことになつておるのであります。検査がかなり二元化することは大変不適当なことと思ふのでございします。できるだけ近い機会にこの米麦の検査は主要農作物種子法に一元化する、ことができれば非常に幸ひだと思ふのでございします。この点につきまして、政府はどういうふうに考へておりますか、又それにつきまして、どういう準備が進められておりますか、

又このことを実現する時期は大体いつ頃でございしますか、お伺ひしたいと思います。

○政府委員(東畑四郎君) 米麦の種子の検査自体は圃場で審査をいたしませんが、でき上つたものの検査のみではその目的が達せられないといふ意味におきまして、種子検査につきましては圃場検査といふものを農政局のほうでやることになつたのであります。圃場審査した種子を更に俵に入れたときにおきましては、農産物検査の別途の検査をやるわけでありまして、その間の連絡につきましては、これは片一方は県でやりまして、米麦そのものの農産物検査法による検査は国でやるのであります。この間十分連絡をいたさなければならぬといふことは了承いたしておるものであります。種子以外の一般の米麦につきましては、我々いたしましては、圃場検査までの必要がないではないかといふ意味におきまして、従来と同じような農産物検査法による検査でいいのではないかと考へて、実は持つておるのであります。種子そのもののにつきましては、特殊の性格から圃場審査をやり、その間の連絡といふことは十分緊密にやつて参るといふ必要は十分承知しておりますが、別個の体系で行つても種子検査そのものにはじやまににならないのじやないかといふように実は考へておるのでございします。

○三橋八次郎君 県のほうと連絡をとらなければならぬとおつしやいます。が、当然のことではあります。これは

連絡と申しましたが、検査が一元化になつておられますれば、な点においてスムーズに行くでしょうけれども、二元検査におきましては連絡をとるといふことは、具体的には一体どういふふうな連絡をとるといふことになるのであります。

○政府委員(東畑四郎君) 形式的には圃場審査したものには審査証明書を交付し、同時に俵に証票を付けるといふことによつて、明らかにこれは圃場審査を受けたといふことがわかるのであります。勿論技術的にはその現物等については圃場審査員といふものと食糧検査員といふものが常時密接に連絡をとつております。現物のものには証明書或いは証票等を付けるといふことによりまして、明らかにそれが検査を通つたといふことが検査員にもわかるというようになるのであります。

○三橋八次郎君 主要農作物種子法ができましたのでございします。折角農家に優良種子を目途として増産をさせようといふようなことであるのでございしますから、この連絡は十分一つ具体的にお考へを願ひまして、どこまでも農作物種子法の真意が徹底し、増産に寄與するようにお計らいが願ひたいと思ふのでございします。なお強制検査の品目と地方検査の品目を調整いたしました。地方検査品目の或る種のもの新らしく強制検査に移す計画はあるかないかといふことをお尋ねしたいと思ふのであります。

○政府委員(東畑四郎君) 国の強制検査品目を追加する意図は只今のところございません。

○三橋八次郎君 今回の法律改正によりまするこの予算的措置はできておりますかどうか。

○政府委員(東畑四郎君) 新らしい品目のうち「あわ」「ひえ」「そば」「穀粉」「はつか」「除虫菊」の品目につきましては、只今申上げました非常勤職員等の手当等を入れて六千九百九十九万四千七百五十円、一般会計から食糧特別会計に繰入れるということになっておるのであります。大蔵、逓麻「ちよ麻」「みつまた」「こうぞ」又は「わら」工品というのにつきましては、まだ予算的措置ができておりません。近い機会に予算補正等がありましてした場合におきましては、こういうもの収入というものと見合いました歳入予算を組まざるを得ないというふうには実は考えておる次第であります。

○三橋八次郎君 新たに追加せられしたこの品目の検査手数料は一体どうなつておるのでありますか。

○政府委員(東畑四郎君) 検査手数料は実はまだ政令等で正式には決定しておりませんので、部内では「審議中」でございますが、高いもので大体におきまして千分の四程度、十以下でございまして、安いものでは千分の一・三でございます。いろいろあるものでございまして、考え方といたしましては、従来例等で強制検査をやつておるのであります。そういう検査手数料よりは上げない、むしろ下るものもございまして、そういう方針で個々のものにつきまして審査をいたしておるようであります。

○加賀操君 只今予算のことが出ましたが、検査の内容は別といたしまして、一方では検査料が非常に高い、こういう声がありますし、又一方では検査所の経費が足りないで地元が後援を多分にしておる、こういう現象が明らかにあるわけでありまして、それでこの問題につきましては、先に本法を制定する際に、本委員会でも随分議論になったところでありまして、併し政府のほうではその範囲内でできるから成るべく安くする、こういう旨明をされたので、その条件の下に通した、こう覚えておるのであります。併し今表を見ますと、高い範囲の上の端まで行つておるようでございます。そうして一方では検査所の経費が足りないから地元で後援をしなければならぬ、これを考え見ますと、この検査に使います経費及び収入は大体どういうふうになつておるかという概数を先ずお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(東畑四郎君) 農産物検査に關します職員事務及び人件費と收入との問題であります。米につきましては、今検査手数料はかつておりました。麦につきましては、先般申上げました通りでございます。非常に大きなものにしては、実は検査手数料をとつていないということになつております。その他の物資につきましては、先ほどの六千九百九十九万四千七百五十円が大体該当するものでございまして、その品目につきましては、先ほど申上げた通りでございます。今回の品目中まだ予算的措置の済んでいないものもございまして、實際問題といたしまして、検査手数料に書いてございすけれども、統制中であつたために手数料としての収入はなかつたわけでございます。農家の負担でも又なかつた、こういうこととございまして、麦だけににつきましては、先般申上げたように一俵二十円ということにいたしておる次第でございます。

○加賀操君 只今の御説明で収入はない。そうすると、支出だけあるわけでありまして、その支出が少ないためにいろいろ不便が起きておるのではないかとと思ひますが、大体政府のほうで調べておると思ひますが、政府が検査だけか、或いは食糧管理のほうも一緒に調べておるか、よくわかりませんが、先ず検査のほうといたしまして、政府が支出する経費と、それから實際に検査に要する全部の経費、これを大体抜取的にでもお調べになつた数字がありましたら、お知らせをお願いしたいと思ひます。

○政府委員(東畑四郎君) 今の抜取りで一つ作りましてお示しをいたします。

○加賀操君 詳しいことはその数字が出ましてから申上げますが、農産物検査法の第二十一條で、府県が條例で検査を命令しまして、この検査を国に委託する場合の検査料及びその経理の方法ですが、第一番目に検査法に規定してあります農産物を検査した場合にこれは問題はないと思ひますが、農林規格法に規定してあるものを検査した場合の収入です。それから農林規格法によつて府県に検査を委託してやつた場合の検査料をどう経理してあるか、こういうことなどを先ずお伺ひいたします。

○政府委員(東畑四郎君) 従来農産物検査法の検査品目でございます。農林規格法に基く規格によつて府県が條例を出しまして、国に委託しておるものはございまして、今回そういう点は検査法に追加品目として頂くことによつて、はつきりとこれは国の収入になつて一般会計から特別会計に繰入れると経理がはつきりするものであります。従来はその根拠につきまして、農林省設置法に基く食糧庁の分掌事務という形で国が委託を受けた。従いまして府県から県にあつた収入を一通食糧庁が受けまして経理をしておつたということでありまして、このこと自体は余りいい方法では決してございせん。従いまして今回の追加品目にそういう物資は加えてあります。現に加えてございまして、そういういたしますと、これははつきりと條例で強制検査のものを国に委託された場合は、収入印紙を以てはつきりと国の収入になりまして、一般会計収入から特別会計のほうへ繰入れてもらふということになります。すつきりするわけでありまして、従来は遺憾ながら県から食糧事務所が金を受けまして経理をしておるという関係になつておる次第であります。

○加賀操君 只今申上げた以外のもの、検査を好意的に国の検査所がやつていた場合には、そういう経理は農林省では関係なかつた、こう考えてよろしいと思ひますか。

○政府委員(東畑四郎君) 農産物検査法に準けてないものにつきましては、我々としては国に委託して、その場合の依頼を受けまして検査をして、その経理を食糧事務所が受けるといふことは甚だよくない経理であると思ひまして、成るべくそういうことはやめたいと思つております。又この追加品目以外にそういうものがあるかどうかはちよつとわかりませんが、成るだけそういうことは避けて参りたいと、こういうふうには思つております。

○加賀操君 少し内容に亘つて詳しくありますが、聞くところによりまして、経費が食糧事務所として出しておるのであります。その中に管理費と検査費に分れると思ひますが、その場合に現地においては管理費のほうが少ないから、どうしても検査費のほうを食糧が、食糧庁としては、そういう点をお考えになつて何か方法を講ぜられることがありますかどうか、お尋ねいたします。

○政府委員(東畑四郎君) 検査官なり検査官補というものは、現地にありまして、出張旅費等が管理事務から見ますと若干多いのであります。管理事務そのものも非常にやはり出張する仕事がありますので、どういたしまして現地におるほうの事務が非常に忙しのであります。そういうほうの仕事に要する金を若干は使つてという関係で、そういう問題が起ると存じます。我々は今後の仕事の事態に應じて、経費そのものの適切を期しませんと、この問題は解決しないと思ひます。實際に即しまして十分検討を加へつてあります。

○政府委員(東畑四郎君) 農産物検査法に準けてないものにつきましては、我々としては国に委託して、その場合の依頼を受けまして検査をして、その経理を食糧事務所が受けるといふことは甚だよくない経理であると思ひまして、成るべくそういうことはやめたいと思つております。又この追加品目以外にそういうものがあるかどうかはちよつとわかりませんが、成るだけそういうことは避けて参りたいと、こういうふうには思つております。

○加賀操君 二、三實際について申し上げます。例えば北海道で何ば儉約いたしましたが、普通の家庭でも三トンの石炭は要るわけです。事務所ですか

ら三トソや五トソで足りるはずはない
と思ひますが、大体六カ月で四トソ使
いますと、この假定しなくても、二ト
ソくらいは経費しか燃料費は来ていな
いわけでありませう。それから備品に
たしまして、大体数はありますが、
これは使えないものが非常に余計にあ
るわけでありませう。そういうような関
係もありませうし、建物なんかも多くは
国のものでなしに借入れたものがあ
りますが、その経費なども名目だけの
ところが非常に多いわけでございます
が、こういう点は検査の権威から言
ひまして、どうも私は都合が悪いと思
ひます。一番問題になりますのは、こ
ういふいろいろな経費が足りない
ものでございませう。先ずはつきりわか
りやすく申しますれば、抜取り品を頂
いたような、頂かんような工合で検査所
で使つておる、こういうのが大変多い
のです。法の建前から言へば返す、
こういうことになつておるのでありま
す。一応返してそれを寄附してもちつ
ておるところなら、まだこれは理窟が
立つと思ひますが、まだこれは理窟が
立つと思ひますが、まだこれは理窟が
立つと思ひますが、まだこれは理窟が

針でありますので、こういう点を一貫
されまして、検査の場合に少くとも第
一着手に、政府が定められた優良品種
というものは、検査のほうではつきり
銘柄を付けて、格差を付けて、政府
が優良の種苗生産の目的を達成するよ
うにしなければいかんと思ひますが、
食糧庁として種苗法で定めます品種を
検査の場合に明らかに優遇をして、こ
れを政府が買上げるような検査の方法
をおとりになるかどうか、その点をお
伺ひいたします。

○政府委員(東郷四郎君) 農産物の種
子の格付、それを普及する場合にお
ける格差の問題であります。いわゆ
る規格と増産との問題でありまして、
食糧庁として、従来は品種の歩
留りという一つのことを以て格付をし
ておるのでありますが、或る品種を特
に増産をするという場合に、それ
れにつきまして相当の価格その他で考
慮すること、これは農業政策
上必要なことであるというように勿論
考へております。具体的に責任当局等
におきまして、そういう品種のいい
ものを特に増産する場合に、検査その
ものでそれを格付をするということのほ
かに、なお価格政策等を見る場合にお
きましては、我々といつたとしても、
十分これは協力をいたすべきである
というように実は考へておるのであり
ますが、具体的にケースによりまして考
慮して行きたい、こういうふうに考へ
ております。

○島村軍次君 先に食糧管理の問題が
今回の検査法改正に当りまして、先国
会当時問題になつておりましたが、食
糧庁から切離して新たに独立した機関
を設けるといふ議論が衆議院において
は前回希望決議になつておりますが、
これに對する長官のお考えを先ず承わ
りたいと思ひます。食糧長官
は先に農政局長をおやりになつてお
りましたし、農政上の立場から考へま
すという、理論的に私は独立すべき
のだと考へますが、率直な一つ御意見
を承わりたいと思ひます。

○政府委員(東郷四郎君) 農産物検査
というものが政府の食糧の買入れ、売
渡しという操作と別個に、これは特殊
な重要な意義があることは十分承
知しております。又検査手数料が果
して独立採算制でやれるかどうかとい
う問題については相当御論議があつた
のでございませう。私は私としては、農
産物検査というものは島村さんのおつ
しやいましたように、これは将来は一
つの独立した性格で、農家のためによ
き品質のもの及び商品、又合理的に
価値が出るように検査すべきであると
いうことを十分承知いたしております
が、主食の統制中、農産物検査官が同
時にこれは主食の買入れに關しまして
いろいろな仕事を今やつております。
支拂証書の問題その他についてもやつ
ておりますので、米の統制中これを特
殊機構にやりました場合、その特殊機
構のものを食糧庁から又お願いした
らいいやないかといふ議論も立つと思
ひますが、今日の状況におきまして
は、まだ時期尚早といふ實は感がい
たしております。考え方の根本につきま
しては私は異存はございません。

きだと思ひますが、たゞ
今回の検査法改正に當りまして、先国
会当時問題になつておりましたが、食
糧庁から切離して新たに独立した機関
を設けるといふ議論が衆議院において
は前回希望決議になつておりますが、
これに對する長官のお考えを先ず承わ
りたいと思ひます。食糧長官
は先に農政局長をおやりになつてお
りましたし、農政上の立場から考へま
すという、理論的に私は独立すべき
のだと考へますが、率直な一つ御意見
を承わりたいと思ひます。

○政府委員(東郷四郎君) 農産物検査
というものが政府の食糧の買入れ、売
渡しという操作と別個に、これは特殊
な重要な意義があることは十分承
知しております。又検査手数料が果
して独立採算制でやれるかどうかとい
う問題については相当御論議があつた
のでございませう。私は私としては、農
産物検査というものは島村さんのおつ
しやいましたように、これは将来は一
つの独立した性格で、農家のためによ
き品質のもの及び商品、又合理的に
価値が出るように検査すべきであると
いうことを十分承知いたしております
が、主食の統制中、農産物検査官が同
時にこれは主食の買入れに關しまして
いろいろな仕事を今やつております。
支拂証書の問題その他についてもやつ
ておりますので、米の統制中これを特
殊機構にやりました場合、その特殊機
構のものを食糧庁から又お願いした
らいいやないかといふ議論も立つと思
ひますが、今日の状況におきまして
は、まだ時期尚早といふ實は感がい
たしております。考え方の根本につきま
しては私は異存はございません。

○島村軍次君 先に食糧管理の問題が
今回の検査法改正に當りまして、先国
会当時問題になつておりましたが、食
糧庁から切離して新たに独立した機関
を設けるといふ議論が衆議院において
は前回希望決議になつておりますが、
これに對する長官のお考えを先ず承わ
りたいと思ひます。食糧長官
は先に農政局長をおやりになつてお
りましたし、農政上の立場から考へま
すという、理論的に私は独立すべき
のだと考へますが、率直な一つ御意見
を承わりたいと思ひます。

○政府委員(東郷四郎君) 農産物検査
というものが政府の食糧の買入れ、売
渡しという操作と別個に、これは特殊
な重要な意義があることは十分承
知しております。又検査手数料が果
して独立採算制でやれるかどうかとい
う問題については相当御論議があつた
のでございませう。私は私としては、農
産物検査というものは島村さんのおつ
しやいましたように、これは将来は一
つの独立した性格で、農家のためによ
き品質のもの及び商品、又合理的に
価値が出るように検査すべきであると
いうことを十分承知いたしております
が、主食の統制中、農産物検査官が同
時にこれは主食の買入れに關しまして
いろいろな仕事を今やつております。
支拂証書の問題その他についてもやつ
ておりますので、米の統制中これを特
殊機構にやりました場合、その特殊機
構のものを食糧庁から又お願いした
らいいやないかといふ議論も立つと思
ひますが、今日の状況におきまして
は、まだ時期尚早といふ實は感がい
たしております。考え方の根本につきま
しては私は異存はございません。

○島村軍次君 長官の時期尚早とい
うお話を、どういふ根拠から時期尚早
といふ見方をされておるのか、その点か
ら一つ承わりたい。
○政府委員(東郷四郎君) 検査の非常
な大きな部分が米穀でございまして、
米穀は供出制がまだ続行されておるま

きだと思ひますが、たゞ
今回の検査法改正に當りまして、先国
会当時問題になつておりましたが、食
糧庁から切離して新たに独立した機関
を設けるといふ議論が衆議院において
は前回希望決議になつておりますが、
これに對する長官のお考えを先ず承わ
りたいと思ひます。食糧長官
は先に農政局長をおやりになつてお
りましたし、農政上の立場から考へま
すという、理論的に私は独立すべき
のだと考へますが、率直な一つ御意見
を承わりたいと思ひます。

○政府委員(東郷四郎君) 農産物検査
というものが政府の食糧の買入れ、売
渡しという操作と別個に、これは特殊
な重要な意義があることは十分承
知しております。又検査手数料が果
して独立採算制でやれるかどうかとい
う問題については相当御論議があつた
のでございませう。私は私としては、農
産物検査というものは島村さんのおつ
しやいましたように、これは将来は一
つの独立した性格で、農家のためによ
き品質のもの及び商品、又合理的に
価値が出るように検査すべきであると
いうことを十分承知いたしております
が、主食の統制中、農産物検査官が同
時にこれは主食の買入れに關しまして
いろいろな仕事を今やつております。
支拂証書の問題その他についてもやつ
ておりますので、米の統制中これを特
殊機構にやりました場合、その特殊機
構のものを食糧庁から又お願いした
らいいやないかといふ議論も立つと思
ひますが、今日の状況におきまして
は、まだ時期尚早といふ實は感がい
たしております。考え方の根本につきま
しては私は異存はございません。

○島村軍次君 先に食糧管理の問題が
今回の検査法改正に當りまして、先国
会当時問題になつておりましたが、食
糧庁から切離して新たに独立した機関
を設けるといふ議論が衆議院において
は前回希望決議になつておりますが、
これに對する長官のお考えを先ず承わ
りたいと思ひます。食糧長官
は先に農政局長をおやりになつてお
りましたし、農政上の立場から考へま
すという、理論的に私は独立すべき
のだと考へますが、率直な一つ御意見
を承わりたいと思ひます。

○政府委員(東郷四郎君) 農産物検査
というものが政府の食糧の買入れ、売
渡しという操作と別個に、これは特殊
な重要な意義があることは十分承
知しております。又検査手数料が果
して独立採算制でやれるかどうかとい
う問題については相当御論議があつた
のでございませう。私は私としては、農
産物検査というものは島村さんのおつ
しやいましたように、これは将来は一
つの独立した性格で、農家のためによ
き品質のもの及び商品、又合理的に
価値が出るように検査すべきであると
いうことを十分承知いたしております
が、主食の統制中、農産物検査官が同
時にこれは主食の買入れに關しまして
いろいろな仕事を今やつております。
支拂証書の問題その他についてもやつ
ておりますので、米の統制中これを特
殊機構にやりました場合、その特殊機
構のものを食糧庁から又お願いした
らいいやないかといふ議論も立つと思
ひますが、今日の状況におきまして
は、まだ時期尚早といふ實は感がい
たしております。考え方の根本につきま
しては私は異存はございません。

○島村軍次君 長官の時期尚早とい
うお話を、どういふ根拠から時期尚早
といふ見方をされておるのか、その点か
ら一つ承わりたい。
○政府委員(東郷四郎君) 検査の非常
な大きな部分が米穀でございまして、
米穀は供出制がまだ続行されておるま

して、検査即買上ということになつております。買上事務そのものが管理事務になるのをごさいますから、管理事務そのものの末端の職員というものは検査員がこれを代行しておる。支拂証書を切る事務等は、順次これは買受代行的な供出代行をやります農協等にお願いをするわけでありませう。その他いろいろの調査でありますとか、現地事情等も、全部管理については未だ全部検査員を通じてやらしておるといふような実態でございます。麦等は供出制度が今回なくなりまして、若干性格がだん／＼變つて参ります。本来の検査員らしい検査をやる性格が出て来たのであります。順次そういう形において訓練を積みまして上で、これを切離し、管理事務は管理事務としての体制、整備ができましたときに合理的な分割ができると、こういうふうには考えておるのであります。今の段階におきましては、まだ事務的な点から言いましても、もう少しこれは今の体制を崩さないほうがいいのではないかと、こういうふうには考えておるのであります。

○島村軍次君 この前自由党の政策として米麦統制解除の問題が出たのであります。当時におきまして考へられたことは、この今日の供出制度というものに對して、非常に農家が苦心をしておる。而もその供出の割当が公平に末端に行くということがなかなか困難であつて、従つて或る者は非常に残り、或る者は供出米を自分の自家用米から割いて出さなければならぬといふような事実が現に未だ残つておるといふところから、従つてこれに伴ういわゆる自主管理という問題が主体になつて

考へられたことだと思ふのであります。むしろこの際は麦の統制が解除されるという段階においては、将来只今お話になつたような、農政上の立場と、或いは又自主管理という考え方を織込んで行くといふ点から、早急にこの検査の問題、分離に關しての詳細なる一つ検討を加えて、事務上の細かい点に至るまで一つ至急に立案して御検討を頂くことを希望したいと思ふのであります。これは希望でありませうから、その程度にとどめまして、今回の麦の統制撤廃につきまして、併せて国営検査で一般検査を行い、政府の買上は更に受入検査を行うといふことになりませうと、二重検査になつておつてそのまゝこれを認めるということも、別途食糧管理特別会計を預かるものとしてどうかと思ひますので、若干時期の過ぎましたもの、時期の梅雨時、夏場のものにつきましては検査をやりたい、こう考へております。これは農産物検査法による検査ということではございせん、政府の買上げする現物をよく見たい、こういう検査をやりたい、こういうことでございませう。御了承を願ひます。

○島村軍次君 その点をいざ事務所長會議をお開きになつてよくお話になるのであらうと思ひます。検査を受けるほうから申しますと、検査があつてもこれは同じような手数を受けるということになるのではないかと申すのです。この点は一つ十分事務の簡

素化と、そして二重にならないように、實際問題としては一度に済むような方法を案出して頂きたいことを一つ希望申上げておきます。それから次に倉庫の問題であります。本年度は倉庫は燃焼をなし得ないといふお考えのようでありませうが、食糧管理全体の立場から言へば、末端の事務所としては成るべく一括したいものを売つて、減耗のないことを望みたいことは、これは当然であり、又さうすることゝが職務に忠実なるゆえんであると思ふのであります。現在まで食糧管理上非常に不足した場合には、末端に農林省の指定倉庫といふものをたくさん認めておつたのであります。当分の間現在認めておられる指定倉庫は全部これを保管管理をやらしめるという考えで進んで頂きたいと思ふのであります。その点に對する御意見を一つ。

○政府委員(東畑四郎君) 食糧管理面から申しますと、これは燃焼可能な倉庫で、管理がしつかりしたところをしないでということに熱望するのであります。すけれども、今年は倉庫等が整備しておりません、又農民そのものの御希望から言ひましても、我々は島村さんの御質問の趣旨によりまして実施したい、こういうふうには考へております。それから次に倉庫の問題であります。本年度は倉庫は燃焼をなし得ないといふお考えのようでありませうが、食糧管理全体の立場から言へば、末端の事務所としては成るべく一括したいものを売つて、減耗のないことを望みたいことは、これは当然であり、又さうすることゝが職務に忠実なるゆえんであると思ふのであります。現在まで食糧管理上非常に不足した場合には、末端に農林省の指定倉庫といふものをたくさん認めておつたのであります。当分の間現在認めておられる指定倉庫は全部これを保管管理をやらしめるという考えで進んで頂きたいと思ふのであります。その点に對する御意見を一つ。

○島村軍次君 この前自由党の政策として米麦統制解除の問題が出たのであります。当時におきまして考へられたことは、この今日の供出制度というものに對して、非常に農家が苦心をしておる。而もその供出の割当が公平に末端に行くということがなかなか困難であつて、従つて或る者は非常に残り、或る者は供出米を自分の自家用米から割いて出さなければならぬといふような事実が現に未だ残つておるといふところから、従つてこれに伴ういわゆる自主管理という問題が主体になつて

○政府委員(東畑四郎君) さう御了承願ひます。その点をいざ事務所長會議をお開きになつてよくお話になるのであらうと思ひます。検査を受けるほうから申しますと、検査があつてもこれは同じような手数を受けるということになるのではないかと申すのです。この点は一つ十分事務の簡

○島村軍次君 もう一つ併せて承わつておきたいと思ひますが、今回改正になりまします品目は、府県でやつておつたものを委託して検査を受けておられる面が相当あると思ひます。その場合には只今だん／＼お話がありましたように、大概府県のはうから経費をと

るか、或いは又手数料を代行してとつて、その範囲において事務の執行をやつておられる一例をお話申上げて見れば、長官よく御存じないと思ひます。が、はつかのようなのは、従前はつかが相当輸出された時分には、同業組合等で自主検査をやつておつたのです。その時分には、極めて少額な経費で、而もサービスを非常に主体にしてやつておつた。そこで先般或る席へ出て見ますと、国営検査になつたといふことは非常にいいが、どうもお役人であつて、例えば一の検査をするのに十人を要する、同業組合の検査の当時にはそれが十分の一で済んでおつた、一人でやつておつた。要するに、よく聞かずにやつておつた、こゝろは、この点は将来の検査の執行に、特に品目がいろいろに追加されたのであります。それから、特別に注意をしてもらうこと、それから検査員自身がやはり生産者本位に働かうといふことに嚴重なる示達を長官から出して、要があると同時に、訓練の上に、又事務の能率の上にも、さういふことになる。これが国営検査といふものに對する信用を増すゆゑであると思ひます。その点に對して希望を申上げて置きます。それからもう一つは、ここに農産物といふものは、これは農産物と言へば農産物の中でありませうが、それから「はつか」とありますが、「はつか」についてはこれは取卸油を検査するといふのであります。農産物でありますから、法律上もちよつとこれではあります。取卸油或いはできた「はつか」の買つたいわゆる形容を言ふのであるか、そういう点

については疑義はないのか、例えは、この法律だけを讀んで見まして、ここに

輸出検査があり、或いは検査の中に委託の検査が現在行われておるよう

をしておるというふうな実情でござい

が、農産物検査は以前主として、これは統制中であつたので、その間

にあるかも知れませんが、「はつか」油をやるのか、脂をやるのかというやうなことに關係があるのか、その点に對する、これはどなたでも結構ですが、御答弁を願ふこと、それから長官に特に伺いたいと思ふのは、農産物検査というものが食糧法の關係の中でやられることになるのでありますが、先ほど私が独立すべきものであるという意見を出した中では、現在やつておる輸出検査等の仕事を同じ農林省の出先官庁として別途にやられておるのであります。このほうについては別の意味があると思ふのであります。が、併し漸次品目が殖えて参りますという、米麦のような食糧でないもので、加工品を漸次やるというやうなことになるかと、例えはここに「みつまた」であるとか、或いは「こうぞ」であるとかいうやうなものも併せて検査をする、「みつまた」のやうなものは、一応加工したものを検査するといふことであるか、或いは元を切つて来たものをそのまま、或いは黒皮そのものをやるのであるかというやうなことがはつきりせんと思ふのであります。が、従つてそれと同時に輸出品になるやうなもの、相當のこれは設備を以て科學的な検査をしておられるわけでありま

す。むしろ私は輸出検査を現在農林省のやつておられること、農産物の検査というものは、多少の目的なり、その他違ふところがあります。が、併し將來の機構改正には同一な方向に向つて行くべきぢやないかと考

をしておるというふうな実情でござい

が、農産物検査は以前主として、これは統制中であつたので、その間

るものであります。その点に對するお考えを承わりたい。

○政府委員(東郷四郎君) 「はつか」につきましても、実は日本農林規格のまだ規格が実はできていないのでござい

をしておるというふうな実情でござい

が、農産物検査は以前主として、これは統制中であつたので、その間

○政府委員(東郷四郎君) 「はつか」につきましても、実は日本農林規格のまだ規格が実はできていないのでござい

をしておるというふうな実情でござい

をしておるというふうな実情でござい

が、農産物検査は以前主として、これは統制中であつたので、その間

○政府委員(東郷四郎君) 「はつか」につきましても、実は日本農林規格のまだ規格が実はできていないのでござい

をしておるというふうな実情でござい

をしておるというふうな実情でござい

が、農産物検査は以前主として、これは統制中であつたので、その間

○政府委員(東郷四郎君) 「はつか」につきましても、実は日本農林規格のまだ規格が実はできていないのでござい

をしておるというふうな実情でござい

をしておるというふうな実情でござい

が、農産物検査は以前主として、これは統制中であつたので、その間

料が惜しいわけではありませんが、検査が正確だ、こういう声が大変に多くて、実は私も納めかねておる点を十分御了承の上、得心の行く正確な検査を是非やつて頂きたい。これは希望です。十分御研究の上完全な検査ができるように御盡力願いたい、かように思うわけでありませう。

○政府委員(東郷四郎君) 燕麥につきましては、加賀さんの御質問の趣旨によりまして、只今のところ検査をいたしていいのであります。「はつか」につきましては、農林規格のことにつきましては最高を抑えまして四百円ということになつておるのであります。別に四百円にきめるわけはございません。石油に入つておりますものの最高を抑えたのであります。規格等で標準をはつきりいたしまして、續に際しまして検査手数料を頂くことにいたしました。まあ最高四割最低二・三割程度と考へておるのであります。四百円かかるわけはございません。勿論「はつか」そのものの検査につきましては、県から依頼を受けた場合は、これは十分やはり専門的な知識を要すると思ひます。我々は能力その他も十分研究した上で委任を受けることにいたしましたらどうか、こういうふうに実は考へておる次第であります。

実はこういうことだつたので、私はこれに賛成したんですが、ところが「こえ」ない範囲内」といふのがすでに頭を打つてしまつておるわけですね。これは高過ぎるという声は、もう恐らく全国共通の事なのであります。特に今度の麦の問題等をめぐつて、当委員会においてもこの問題は論議の焦点になつて来ておるといふのは、すでに御承知の通り。この「こえ」ない範囲内」といふのを、つまり範囲内で以て引下げる意図なり、用意があるかどうか。

○政府委員(東郷四郎君) 実はこの法律ではいつも最高を抑えておるのであります。二十円を具体的に政令で定めましたが、米と麦だけでございます。その他のものにつきましては、例え「はつか」等につきましては五円とすることになつておるのであります。麦等は先般も申し上げましたように二十円、この政令によりまして上かかるとありますが、政府はそれだけの価格を値上げして買入るので、實際は農家の負担にならない、米等はまだそれはとつておりませんので、二十円かけまして、實際はとつていないという状況であります。ただ二十円そのものをものと下げるかという、こういう問題でございますが、これは麦等につきましては、大蔵省等ともいろいろ話合つた上のごときでございますので、今俄かに私限りでこれをどうするかというわけには実は参らないのでございます。ただ検査手数料をいたしましては、先ず千分の五程度を基準といたしまして、そのうちで参りたい。今後、その新しい品目等につきましては、すでに県が検査をいたしておる例がありますが、この検査手数料等も斟酌いた

しまして、それ以上を超えないようにに願ひたい、或いはそれ以下になるように取計りたい、こういうふうに実は考へる次第であります。

○農林次官 今の検査手数料に關しては、実は前の県が検査をしておつたときの価格と比べると、一つの事例をとつて申上げると、昭和九年に一俵において僅かに二銭であつたのが、今はまあ千倍になつておる。こういう法外な検査手数料をよくぬけ」ととれるものだと思つて、実は私は憤慨というよりも、これは笑止の限りなんです。で、長官はいつも取るけれども返すというところで、極めて老練な答弁でござんす。それとしておるけれども、これはそういうわけには参らぬのであります。麦はすでに自由になつた以上は、どこに売ろうと生産者の自由なんです。政府以外に売つた場合にはまんまと二十円というものはとられてしまふ、そういう見地からいたしまして、この二十円の検査手数料というものはひとり千倍、こういう倍率だけから言つては、これはもう異口同音に認めておるところでありますので、特に米麦いづれも何ら差を付けなくて、二十円というのでもちよつとおかしいと思ひし、それらの点についてどうも再考の余地が私はありはしないかと、こう思ふ。近くそういう意図があると思ふれば、せめてこれの「一包装」について、例えは麦を例にとれば、極めて我々が常識的な計算をして見ても、先ず最大限五円くらいが適當であらう、こういうふうに考へる。それを二十円で押通すといふのは、如何に何でも圓々し過ぎるように考へるわけでありませう。こ

いかに御議論も成り立つかと考へております。米がもう少し高いやつを、二十円を最高に抑えたという関係もありまして、こういうことに実はなつたのであります。二十円そのものの高い安いとなりますと、更に今後の米麦価そのものの関係において、十分検討いたさなければならぬと思つております。今日のところ、我々といひまして、これを五円ということに申上げる実には参らないということに御了解をお願いいたしたい。

○農林次官 それではこれでもう質問を打ち切りますが、二十円をこえない範囲」といふのは、その範囲が米における二十円が私は最高の限度だと考へる、そういう従前から類推をして逆算をして来れば、どう考へたつて麦は下げざるを得ない。これは下げますと答へておるのと私は同じことだと思ふ。そういうことで私の質問は恐らく長官にとつては質問にならないと思ひますが、折角委員は統制も外れたわけですから、来年末までには必ずこれを超えない範囲という中において一つ下げて行くように十二分の研究と、それから措置をお願いしたいと思つております。質疑を終ります。

○農林次官 今度の改正の要点とはちよつと外れますが、折角の機会ですから、長官に「二〇〇何」したい。それは別の機会にも申上げたのですが、農産物検査法の第十一條によると、検査手数料についての規定があるわけですが、これは「二十円を、こえない範囲内において政令で定める」と、

○政府委員(東郷四郎君) 米はこえ

○政府委員(東郷四郎君) 米はこえ

○政府委員(東郷四郎君) 米はこえ

○政府委員(東郷四郎君) 米はこえ

○政府委員(東郷四郎君) 米はこえ

○政府委員(東郷四郎君) 米はこえ

○政府委員(東郷四郎君) 米はこえ

○政府委員(東郷四郎君) 米はこえ

○政府委員(東郷四郎君) 米はこえ

○政府委員(東郷四郎君) 米はこえ

○政府委員(東郷四郎君) 米はこえ

○政府委員(東畑四郎君) 従来はこの追加品目については、県が條例で国に委託している場合におきましては一応県の収入になりまして、それを又国の食糧事務所が受けておつたのでありますが、その追加品目を加えてもらいます、県がこの條例においてはつきり国に委託した場合においては、これは全部国の収入に入りまして、一般會計から特別會計に繰入れるという關係になると思ひます。

○池田宇右衛門君 今飯島委員からもお話があつたが、検査料は成るべく低廉でやるといふところに検査の徹底と品質の改良を通じて増産に拍車をかけるということに相成るので、これは飯島委員の御意見は私は御尤もだと思ふ。實際を知つてゐる飯島委員が真意を披露してゐるのだと思ひますが、原案が上程された以上、この原案については是非の、又は肯定の問題は私はここで申上げません。申上げませんが、若し日本の食糧問題におきましてこの政府の御方針通り、増産と品質の改良というやうな目標のために検査を行ふならば、その検査の目的達成に不便をなからしめるやうな御方針をとるのが当然であらうと、こう思ひます。そこで検査員の行動については、いわゆるやはり庭検査までやらせる親切さを持たせるのか、或いは集荷検査か、そのどちらの御方針をおとりになるのか、この点お伺ひします。

○政府委員(東畑四郎君) 農産物検査は農民のためでありますので、池田さんのおつしやいました通り実施いたしたいと思ひますが、長い実は統制中でございまして、農産物検査官そのものもだん／＼若い人になり

まして、訓練が足りないといふことは重々承知いたしておりますが、将来はこれは勿論農民の検査官という性格から、すべてのものを判断して行く上において、只今のところ人員その他等もいろいろの物質に比しまして、検査以外いろいろのな仕事も実は附加してやっておりますので、なか／＼思ひ通りに参りません。順次そういう方向に持つて参りたいといふように考へております。

○池田宇右衛門君 長官の御趣旨は非常に感銘しましたが、検査員に對しまして、少くとも自転車ぐらいは官費で支給して、統制を解除されたあらゆる農産物資の、何といつてもまだ絶対量不足の今日でございまして、品質の向上、増産をさせるためには、庭検査が適當と思ふ、この庭検査まで検査員をして農民の欲する線に沿へるやうな考へ及び方針を考へておりますか。少くとも地下足袋、自転車ぐらいは官費で支給する考へがあるかどうかお聞きしておきます。これは最も必要なのです。

○政府委員(東畑四郎君) 食糧管理特別會計の中間経費等が非常に論議になりましたので、政府としまして、事務費を極力今儉約いたして、必要な備品等につきましては順次整備して行かなければならぬと考へておりますが、何分龐大な人数でありますので、それに自転車等の要求等も相當あるのであります。これを一台備へ付けるためには莫大な金が必要なので、希望の極く僅かより充實していない状況であります。一挙にこれを充實いたしなすことは経費等から困難である、順次

整備して行くといふ方針でやつております。

○池田宇右衛門君 折角検査法案を御提案になつたのだから、私はその目的を達成するために、御承知のごとく一線にあるものに十分なる活動のできる方法を講じてやるのが成績の上のことであつて、これが農民に對して親切であり、農民の検査に對する協力態度を作るものでありますから、今までのところでは経費の都合上、そこまで廻りかねるといふ長官の御答弁でございすけれども、十分にこの点は大蔵當局にもよく折衝し、私をしてお願いするといふか、強い希望と要望の点から申すならば、少くとも一線にある検査員には地下足袋や自転車ぐらいは供給いたしまして、いわゆる支給しまして検査の徹底を期し、農民に對しては検査に對する理解と協力態度をます／＼増進して、増産と品質の向上を図るといふことに一層御協力と申しますか、その御方針をおとり下さるやうに強く要望いたします。

○松永義雄君 重ねて同じやうなことを聞くので恐縮ですが、検査といふのは一体目的はどこにあるのか、農産物検査法第一條に規定してある……。

○政府委員(東畑四郎君) どうも根本に問題が触れたやうであります。検査の目的は法律第一條に非常にもずかしく書いてあるのであります。農産物の公正且つ円滑な取引とその品質の改善とを助長し、といふ目的になつておりますが、結局農家が作り出した農産物を売ります場合に、それにつきまして公正な機關がこの価値を適當に判断する、格付をする、これは品質、銘柄、等級といふことでございす

が、品位の格付をする、そういうことによつてそれに相當する価格を農民が取得するためにやることであります。こゝういふ物質につきまして、この際國が検査機關になつて検査したら最も公正であらうといふので國營検査をやつておるわけでありまして。飽くまでこれは農家経済の発展と、その農産物が合理的に消費されることを期待するといふのがその目的であります。

○松永義雄君 今の長官の御答弁によると、第一條の規定にびつたりと合つておらないやうな感じがするのですが、「あわせて農家経済の発展と農産物消費の合理化とに寄與することを目的とする。」と記載してあつて、その前段のほうの目的がこの第一條の主たる目的であつて、農民個人といふか、農家個人の利益といふことだけであつて、主として前段においては國家的の目的をここに含んでおるのかごとき規定になつてゐると私は解釈するのですが、如何ですか。

○政府委員(東畑四郎君) 検査が立派になりますと、勿論これは國民経済全体としても非常に利益になることであるけれども、その帰結は個々の農家がやはり自分の生産したものを合理的な格付を受けまして、それ相當の価値で売るといふことによつて農家自身の個人の利益にも非常になることだと考へております。

○松永義雄君 その先は水掛論になるかも知れませんが、この第一條といふのは、第一條に規定してある前段といふものは、もとより農家の利益を守る結果を來たすものではあるけれども、國家的の目的を以てここに規定されておるといふことを私は理解するのであり

ます。従つて延いてはこの手数料の問題に移つて来るのですが、第一條の規定から推して行けば、國家のために國家が國營検査をやるのですから、一々農民から手数料を請求したからとてか、請求しなかつたからそのまま放つて置くといふことではなくして、當然國家が負担をしてやつて、そしてこれは國家的の目的に副うやうにやつて行くことが然るべきである、こゝういふやうに考へますが、如何ですか。

○政府委員(東畑四郎君) 先ほども申しましたやうに、農産物検査が立派になりますと、これは流通その他の關係において國民経済的にも非常に利益になることであるが、同時に、それは農家自身が利益になることであるといふことによつて、若干の負担を農家にお願ひをいたしておるわけであり

は農民の大きな利益になる、こういうことでやつておる次第であります。

○松永義雄君 そうですと、農民自身の場合、自由なる立場に置いておけば、農民は弱者だから不利益をこうむる、従つてここで農産物検査法という法律が制定されて、そうしてその第一條に、國家が進んで農民を保護しなければならぬ、こういうふうな規定まで設けて農民を保護しなければ、つまり國家の權力を加えて行かなければ農民自身の利益は守られないというふうな解釈してよろしいのですか。

○政府委員(東畑四郎君) 只今の日本の農民の実態から言へば國が検査をするのが一番いいのであります。名前は、強制検査であります、その検査自体の効果というものは農民自身の利益を決して侵害しないように、より多くの利益をもたらす、こういうふうには考へております。

○松永義雄君 その辺で大抵結論は出ておると思いますが、今日の農民を自由に野放すということは、農民の生活を奪うものであるという一端がこの法律によつて証明されておるということを我々は肯定しなければならぬ。そこで検査の手数料の二十円を五円に減らせという議論が出て、重ね重ねこの手数料について問題になつた、農民のところへ行くと、なぜ手数料をこんなに拂わなければならぬかと、こう言つて農民は我々に対してこぼすのであります。これは一体農家経済が現在どういふふうであるかという一つの結論を出す証左となるのであります、あなたは農民は弱者であるとして肯定されておる。農民は経済的な弱者なんです。そういうものに對し

て、一体手数料というものは國家的な目的を持つておるんですから、だから手数料なんかとらぬで、どん／＼親切に検査してやつたらどんなものか、こういうことになつて来る。大蔵大臣と御相談しなければできないとかおつしやる、大蔵大臣と強力にこれは相談すべきであるというふうな結論になつて行くのではないかと、さういふふうな考へるの、もう前々から幾多の同僚委員から質問されておると同じ結論なんです、私はこれはただでどん／＼検査をして行く。これは國家的な目的を持つておるんです、國家的な目的を持つておるんだから、ただ單に農家という層に對する利益ばかりでなく、國家的な目的を持つておるんだから、だからその点からして我々大勢から税金をとつて、さうして検査してやつたらどんなものか、さういふふうな結論に達する。それから先ほど池田委員から御質問があつたが、第十四條の庭先検査の問題であります、この第十四條には「食糧事務所長が定めて公示した場所のうち、その指定する場所において行う。」さういふ規定がある。ものによつてはすでに庭先で検査しておつた例もあるが、これ又予算關係或いは人的關係で、先ほど来詳細に御説明があつたから長官のお言葉を伺つて、今日はその点は止むを得ないとして私は引下りますけれども、併しなからこれを國家的に見て、さうして農民の弱い立場を考へるときに、進んでさうまで世話をしやるべきが當然ではないか、品質をよくするためには自由主義によつて飽くまで協力させなければならぬ、さう言つておるその言葉の裏から、検査をして政府の權力を加えて行け

ば、さうすればよくなるんだという又矛盾した言葉が出て来るというところは、それは農民の実情というものはさういふものであるということを断定し得るのである。それは政府は進んでもう少し親切丁寧に農民を守つて行かなければ、農民というものはな／＼立つて行けない、それが現在農民の現状ではないかと思つておる。昨日も話したんですが、すでに野菜の統制が外されて、さうして、我々消費者は今日朝から晩までキャベツを食べさせられておるんですが、そのキャベツ一個は、農民が売るときには僅か一円五十銭である、さうして或る警察署長の話ですが、その署長の奥さんが買つて来るときにはそれが三円である。一体キャベツは一反歩でどれくらいできるか、二千個くらいだろうという、詳しく計算して聞いて見なかつたのですけれども、大体の當て推量で、これは農民が困るんだなあ、さういふふうには我々は考へたのであります。野放しにするということは、如何にこの農民に對して非常な窮境に陥れておるかというところがさういふ如実に現れておる。さうした一体窮境に對して政府自体も、この改正法律案は議員提出になつておりましたけれども、政府が併しそこまで世話をしやらないければ農民は立たない。而も現実にさういふ状態がもうすでに東京近郊の農家に起きておる。だから仕事を頼むのだから、その手数料として検査料くらいは拂つたらいじやないかということも一面の理論として成立つてしやうけれども、あなた自身がすでに言われておるやうに農家は弱者だと、さういふやうな言葉、その一言によつて私は手数料なん

かは全廃しなければならぬ状態ではないかというふうな考へる。恐らく同僚委員も同じ考へでおつしやられたと思ひます。繰返してさういふことを重ねて御質問いたすのもどうかと思つておるが、ただ私がさういふふうな考へておるというところをお伝えするために質問の形で申上げたのであります。

○西山龜七君 甘藷と馬鈴薯の検査料が二円というところにこれはなつておりますが、現在馬鈴薯、甘藷を検査しておる県もあると思ひますが、現在やつております料金と、この料金との均衡と言ひましようか、その点はさういふことになつておりますか。

○政府委員(東畑四郎君) ちよつと今資料を審査いたしましたしお答え申し上げます。

○西山龜七君 この今日配付になりました検査法の手数料というところに料金が出ておりますが、今日おわかりにならなければ次回でも結構ですが、検査料の十一のところにしております。

○政府委員(東畑四郎君) 三七・五キログラム以上の包装のものが二円で、一八・七五キログラム以上三七・五キログラム未満のものが一円、甘藷、馬鈴薯を通じてさうなつております。

○西山龜七君 それで現在北海道或いは内地におきましても検査をしておる府県があると思ひますが、その府県でやつておる料金とこれの均衡はどうなつておるか、これを伺ひしておるわけですが。

○政府委員(東畑四郎君) これは今の追加品目じやありませんで、前からやつておるのであります、その検査手数料は、従来県がやつておりますものよりは全部低めにしておる次第であ

ります。具体的な計数につきましましては、今調べておりますので……。

○理事(山崎恒君) それでは本法律案はまだ衆議院のほうから送附されて来ておりませんので、本日衆議院のほうでは採決されるような予定ださうでございいます。でありますので、明日これを衆議院から本付託になりましたら、この法律案を討論採決するか、或いは續いて開拓資金融通法の一部を改正する法律案、この審議に入らうというふうな予定をとつて頂いたらどうかと存じます。同時に衆議院のほうの農業災害補償法の三法案等を睨み合せまして、そのいずれかを明日御審議を願うということ、本日はこの程度で散会いたします。

午後三時二十五分散会

五月二十四日本委員會に左の事件を付託された。

- 一、地方競馬の民営移管反對に關する請願(第二二六号)(第二一九六号)
- 一、森林虫害防除に關する請願(第二一九九号)
- 一、麦類の統制撤廢反對に關する請願(第二二九六号)
- 一、競馬民営法案に關する陳情(第一〇五〇号)
- 第二二六号 昭和二十七年五月十日受理
- 地方競馬の民営移管反對に關する請願 請願者 東京都知事 安井誠一郎
- 紹介議員 安井 謙君
- 最近競馬法を改正して、各都道府県および指定市町村の主權する公營競馬を

民営に移管するとの声が伝えられているが、戦災によつて窮乏している地方財政の現状では、民営は、必然的に地方財政の収入を断つ結果となるから、今後とも公営形式によつて競馬の改善を図りたいとの請願。

第二一九六号 昭和二十七年五月十日受理

地方競馬の民営移管反対に関する請願
請願者 東京都八王子市長 山

林吉之助

紹介議員 片柳 眞吉君

この請願の趣旨は、第二一六一号と同じである。

第二一九九号 昭和二十七年五月十日受理

森林虫害防除に関する請願

請願者

北海道石狩国豊平町豊平森林愛護組合連合会
内 小須田潤治

紹介議員 有馬 英二君

北海道における森林虫害は、現状の如き消極的措置では、針葉樹の全滅も憂慮されており、これに起因する水害、かん害の農漁村におよぼす被害は極めて大きなものがあるから、森林虫害に対する高度な科学的対策を研究し、積極的措置を講ぜられたいとの請願。

第二二六九号 昭和二十七年五月十五日受理

麦類の統制撤廃反対に関する請願

請願者 宮崎県都城大字五丁目二、二〇〇 兒玉左

内外四万三千百名

紹介議員 三輪 貞治君

政府は近く麦類の統制を撤廃するよしであるが、麦類の自由販売が実現すればその複雑な加工過程による中間利潤が大幅に消費者に転かされることが憂慮され、供米不振、外貨事情、外米産地の輸出不振等による米の不足は米食日数が引き下げられ、労務加配の廃止、削減となり勤労大衆の生活を圧迫することとなるから、米の需給が安定しない状況下における麦の統制撤廃には反対するとの請願。

第一〇五〇号 昭和二十七年五月九日受理

競馬民営法案に関する陳情
陳情者 東京都港区赤坂青山南町一ノ三三 安田伊左衛門

外二名

伝えられる自由党有志の競馬民営法案ならびに全国馬主協会連合会、軽種馬主生産農業協同組合、日本調教師騎手会の競馬対策委員会案は、諸種の難点があるから、競馬民営に関する政府案の研究、作成に当つては競馬の公益性と社会的影響性を重視し、検討せられたいとの陳情。

昭和二十七年六月七日印刷

昭和二十七年六月九日発行

参議院事務局

印刷者 印刷 庁